

春日部市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

春日部市議会の議員の定数を定める条例（平成21年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、春日部市議会の議員の定数は、 <u>30人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、春日部市議会の議員の定数は、 <u>32人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。